

障害者活躍推進計画

機関名	西尾市消防本部
任命権者	西尾市消防長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
西尾市消防本部における障害者雇用に関する課題	西尾市消防本部においては、法定雇用障害者数が1人に満たないため、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。 ただし、障害者である職員が在籍する可能性があるため、組織的な体制整備が必要である。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】 法定雇用率を達成する。 ※ただし、障害者の任用予定なし。 (評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
②定着に関する目標	職場環境（就労環境、労働条件、人間関係、職務内容）を理由とする不本意な離職者を極力生じさせない。 ※ただし、障害者の任用予定なし (評価方法) 毎年の任免状況通報に合わせて、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握する。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
	○障害者雇用推進者として消防総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○障害者である職員の能力や希望も踏まえ、適宜、職務の選定及び創出について検討を行う。 ○障害により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局等に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
	○相談窓口への相談のほか、必要に応じて随時面談を実施し、必要な配慮等を把握し措置を講じる。 ○障害特性に配慮した施設整備（多目的トイレ、執務スペース、休憩室、駐車場等）を行う。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○時間単位の年次有給休暇や、病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
4. その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。